

広情個審第48号

平成30年12月11日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書存否応答拒否決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

平成29年3月15日付け広緑緑第236号で諮問のあったこのことについては、別添  
のとおり答申します。

（諮問第206号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成29年3月15日付け広緑第236号の諮問事案（諮問第206号事案）

平成29年1月4日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月18日付け広緑第166号で行った存否応答拒否決定に対する同月26日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、その存否の情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、存否応答拒否決定を取り消すとの裁決を求める。

### (2) 審査請求の理由

広島市緑政課の指示による不当な公園利用制限が現在まで行われてきたが、緑政課はそのことを認めず証拠保全に努めないことから、開示請求を行った。

本件処分は、〇〇〇〇〇〇の違法行為を証拠隠滅するもので、憲法第13条幸福追求権、同第14条法の下での平等、同第32条裁判に証拠として提出する機会の侵害を受けている。

また、本件処分により、地方自治法上の公園利用の公平性を侵害され、申立人の人権が侵害され続けている。

条例第9条により公益上特に必要があると認めるときは、申立人に対し、公文書を開示することができる。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等の主張を要約すると、次のとおりである。

本件請求対象文書はその存在の有無を回答することにより個人に関する情報を開示することになるため、条例第10条の規定に基づき当該公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否したものである。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第7条第1号該当性について

##### ア 条例第7条第1号の定めについて

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報を意味しているものと解されるから、特定の日時場所における特定の個人の行為に関する情報は、個人情報に該当する。

##### イ 条例第7条第1号該当性について

本件開示請求において、申立人は、特定の日時場所における特定の個人に関する文書及び映像の開示を求めている。そうすると、本件存否情報を明らかにすることは、特定の日時場所に特定の個人が特定の行為を行ったか否かという情報（以下「本件情報」ともいう。）を明らかにすることになる。そして、本件情報は、氏名等により特定されているから、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

したがって、本件存否情報を明らかにすることにより明らかとなる本件情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

以上によれば、本件情報は、条例第7条第1号の不開示情報に該当するところ、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報である本件情報を開示することになるから、条例第10条により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができる。

(2) 条例第9条該当性について

条例第9条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関の裁量により当該公文書を開示することができる」と定めている。

本件についてこれを見ると、実施機関が、本件請求対象文書に関して、条例第9条を適用して開示しなかったことが、裁量の範囲を逸脱したものと認めることはできない。

(3) まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
29. 3. 15	広緑緑第236号の諮問を受理（諮問第206号で受理）
30. 9. 18 (第1回審査会)	第1部会で審議
30. 10. 23 (第2回審査会)	第1部会で審議
30. 11. 16 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹